

第4 構造基準等（地下水汚染未然防止）

有害物質により地下水の汚染を未然に防止するため、有害物質の使用、貯蔵等を行う施設・設備に対して、有害物質を含む水の地下浸透防止のための構造等に関する基準及び定期点検等の実施義務が定められています。

1 構造基準等の遵守義務（水濁法第12条の4）

水濁法により、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設について、有害物質を含む水の地下への浸透を防止するための構造、設備及び使用の方法に関する基準（構造等に関する基準）が定められています。

構造等に関する基準は、施設本体の床面及び周囲、配管等、排水溝等及び地下貯蔵に対して定められています。

遵守すべき構造等に関する基準は、施設の設置時期等により異なり、A、B、C基準の呼び方で区別されています。

A 基準：新設の施設を対象とした措置

新設の施設を対象とした構造等に関する基準を基本として、基準の内容を構成しています。

既設の施設であってもA基準の構造等に適合する場合は、A基準の定期点検を採用することが認められています。

B 基準：既設の施設を対象とした措置

平成24年6月1日の時点で既に設置されている施設（既設の施設。設置工事中も含む。）について、実施可能性にも配慮した基準です。

C基準：既設について改正水質汚濁防止法の施行後3年間（～平成27年5月31日）で適用できた措置基準であり、現在は認められていません。

2 構造等に関する定期点検の実施（水濁法第14条第5項、水質汚濁防止法施行規則9条の2の2）

水濁法により、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造等について、目視等の方法により定期点検を実施し、その結果を記録し、3年間保存しなければならないと定められています。

定期点検は、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の構造等に関する基準の内容に応じた点検の内容及び頻度、点検結果を踏まえた措置、記録等に関する規定が定められています。

定期点検により、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に異常が認められた場合には、直ちに補修その他の必要な措置を講じる必要があります。

※ 有害物質使用特定施設等の構造及び使用の方法に関する基準並びに定期点検の方法及び記録事項等については次の「(3) 有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準及び定期点検の方法等表①～⑧」(p. 23～p. 30)をご参照ください。

また、詳細な内容については、環境省ホームページにマニュアル「地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル」が掲載されていますので、そちらをご確認ください。

3 有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準及び定期点検の方法等

(1) 施設本体が設置される床面及び周囲

対象	構造等に関する基準			定期点検の方法	
	基準	区分	内容	項目	頻度
施設本体が設置される床面及び周囲	A	1	次のいずれにも適合すること。	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
			(1) 床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造。 有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。	防液堤等のひび割れその他の異常の有無	1年に1回以上
		(2) 防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置（以下「防液堤等」という。）が設置されていること			
		2	A基準の1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度
	3	床の下の構造が床面からの漏洩を目視により容易に確認できるもの	床の下への有害物質を含む水の漏えいの有無	1月に1回以上	
	B	1	次のいずれにも適合すること。	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
			(1) 施設本体が床面に接して設置され、かつ、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面がA基準の1の(1)に適合しない場合であって、施設本体の下部以外の床面及び周囲についてA基準に適合すること。	防液堤等のひび割れその他の異常の有無	1年に1回以上
		(2) 施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、漏えい等を検知するための装置を適切に配置すること又はこれと同等以上の措置が講じられていること。			
2		有害物質を含む水の漏えいが目視により容易に確認できるように床面から離して設置され、施設本体の下部の床面がA基準の1の(1)に適合しない場合であって、施設本体の下部以外の床面及び周囲についてA基準に適合すること。	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上	
			防液堤等のひび割れその他の異常の有無	1年に1回以上	

(2) 施設本体

対象	構造等に関する基準			定期点検の方法	
	基準	区分	内容	項目	頻度
施設本体	設定なし			施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
				施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上
				床面及び周囲がB基準に適合する場合	
				施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
				施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1月に1回以上 目視又は漏えい等を検知するための装置の適切な配置以外の方法による施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合は、当該方法に応じた適切な回数

(3) 地上配管等（配管、継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ）

対象	構造等に関する基準			定期点検の方法	
	基準	区分	内容	項目	頻度
地上配管等（配管、継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ）	A	1	次のいずれにも適合すること。 (1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。 (2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。 (3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。（配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合は、この限りではない。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
				配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上
		2	有害物質を含む水の漏えいが目視により容易に確認できるように床面から離して設置されていること。	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
				配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上
	B	1	漏洩が目視で確認できるように設置されていること。	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	6月に1回以上
				配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	6月に1回以上

(4) 地下配管等（配管、継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ）

対象	構造等に関する基準			定期点検の方法	
	基準	区分	内容	項目	頻度
地下配管等 （地下に設置する配管、継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ）	A	1	次のいずれにも適合すること。 (1) トレンチの中に設置されていること。 (2) (1)のトレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料によることとし、底面の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
				配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上
				トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
	A	2	次のいずれにも適合すること。 (1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。 (2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。 (3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。	配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1年に1回以上 ^① 目視又は漏えい等を検知するための装置の適切な配置以外の方法による施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合は、当該方法に応じた適切な回数
				措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度
				措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度
	B	1	トレンチ中に設置されていること。	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	6月に1回以上
				配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	6月に1回以上
				トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	6月に1回以上
		2	配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。	配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月に1回以上 有害物質の濃度の測定を行う場合は、3月に1回以上
措置に応じた点検事項				措置に応じた頻度	

備考① 下記1又は2の場合は、3年に1回以上とします。

- 危険物の規制に関する規則（S34 総理府令 55 号） 第 62 条の 5 の 3 に規定する地下埋設管であって消防法（S23 法 186 号） 第 11 条第 5 項に規定する完成検査を受けた日から 15 年を経過していないものである場合
- 配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置すること、その他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の漏えい等の点検を 1 月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、3 月）に 1 回以上行う場合

(5) 排水溝等（排水溝、排水ます、排水ポンプ等の排水設備）

対象	構造等に関する基準			定期点検の方法	
	基準	区分	内容	項目	頻度
排水溝等 （排水溝、 排水ます、 排水ポンプ 等の排水設 備）	A	1	次のいずれにも適合すること。 (1) 有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること。 (2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。 (3) 排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上 ^①
			2	A基準の1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	措置に応じた点検事項
	B	1	排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置又は排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること。	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	6月に1回以上
				排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	1月に1回以上 有害物質の濃度の測定を行う場合は、3月に1回以上
2	B基準の1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度		

備考① 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置の適切な配置、排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置すること、その他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の地下への浸透の点検を1月（有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあっては、3月）に1回以上行う場合にあっては、3年に1回以上とします。

※ <有害物質を含まない水と判断する基準について>

有害物質が付着した器具等を何度か洗浄し、廃液を別容器等に回収することにより、洗浄施設からの排水中の有害物質濃度が検出限界未満にできる場合には、それ以降の洗浄水については有害物質が含まれない水と判断することができます。その場合、配管、排水溝等については、有害物質が流れないため構造基準及び定期点検は適応されません。

（※洗浄施設本体については、構造基準及び定期点検の対象となります。）

(6) 地下貯蔵施設

対象	構造等に関する基準			定期点検の方法	
	基準	区分	内容	項目	頻度
地下貯蔵施設	A	1	次のいずれにも適合すること。 (1) タンク室内に設置されていること、二重殻構造であることその他の有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること。 (2) 地下貯蔵施設の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、地下貯蔵施設が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。 (3) 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること。	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1年に1回以上 ^① 地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じた適切な回数
		2	A基準の1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度
	B	1	次のいずれにも適合すること。 (1) A基準の1の(3)に適合すること。 (2) 地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流動の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。	地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月に1回以上 有害物質の濃度の測定により漏えいの有無の点検を行うにあっては、3月に1回以上
		2	次のいずれにも適合すること。 (1) A基準の1の(3)に適合すること。 (2) 有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、内部にコーティングが行われていること。	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1年に1回以上 地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じた適切な回数
		3	B基準の2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度
		4	B基準の1と2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。(B基準の3を除く。)	措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度

備考① 下記1又は2の場合は、3年に1回以上とします。

- 危険物の規制に関する政令（S34政令第306号）第13条第1項に規定する地下貯蔵タンク又は同条第2項に規定する二重殻タンクであって、消防法第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していないものである場合
- 地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置すること、その他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の漏えい等の点検を1月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、3月）に1回以上行う場合

(7) 使用の方法

対象	構造等に関する基準			定期点検の方法	
	基準	区分	内容	項目	頻度
有害物質使用特定施設等に係る使用の方法	A ・ B 共通		<p>次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。</p> <p>(2) 有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。</p> <p>(3) 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。</p> <p>(4) (1)～(3)の使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること。</p>	(4)の管理要領からの逸脱の有無及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無	1年に1回以上

※ 管理要領には、有害物質使用特定施設等の使用の方法並びに点検方法、点検回数が規定されている必要があります。作成に当たっては、環境省ホームページに「地下水汚染未然防止のための管理要領等作成の手引き」が掲載されていますので、そちらをご参照ください。

管理要領作成の際には、同時に点検要領、点検記録表をセットで整備することが望ましいことから、点検要領、点検記録表についても、作成いただきますようお願いします。

尼崎市ホームページに、管理要領、点検要領、点検計画表及び点検記録表の作成例を抜粋し、掲載していますので、そちらもご参照ください。

(8) 定期点検等の記録事項

定期点検における記録事項	<ul style="list-style-type: none">(1) 点検を行った有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設(2) 点検年月日(3) 点検の方法及び結果(4) 点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名(5) 点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容
定期点検によらず、施設の異常等が確認された場合の、記録事項	<ul style="list-style-type: none">(1) 異常が確認された有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設(2) 異常等を確認した年月日(3) 異常等の内容(4) 異常等を確認した者の氏名(5) 補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容